36　法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
37　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　略］
38　法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
39　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　略］
40　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
41　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　略］
42　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　略］
43　法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
44　法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
45　法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　略］
46　法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

35　法別表第四の四の二十一の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
36　法別表第四の四の二十二の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～六　同上］
37　法別表第四の四の二十三の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
38　法別表第四の四の二十四の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～十三　同上］
39　法別表第四の四の二十五の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
40　法別表第四の四の二十六の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～八　同上］
41　法別表第四の四の二十七の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一～四　同上］
42　法別表第四の四の二十八の項の総務省令で定める事務は、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項若しくは平成二十五年改正法附則第二条第一項若しくは第二項の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第十四条第四項の規定によりその例によることとされる生活保護法第二十四条第十項の開始若しくは変更の申請の受理又はその申請に係る事実についての審査とする。
43　法別表第四の四の二十九の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
44　法別表第四の四の三十の項の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。
［一・二　同上］
45　法別表第四の四の三十一の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の妻に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。

47　法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
48　法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
49　法別表第四の四の三十五の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
50　［略］
51　［略］
52　［略］
53　法別表第四の六の二の項の総務省令で定める事務は、国土調査法第六条第三項の指定を受けた地籍調査又は同法第六条の四第一項の地籍調査に関する事務に係る土地の所有者その他の利害関係人若しくはこれらの者の代理人又は土地の占有者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
54～57　［略］
58　法別表第四の八の二の項の総務省令で定める事務は、空家等対策の推進に関する特別措置法第九条第一項の調査に関する事務の対象となる者の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認とする。
59　［略］
60　［略］

（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［略］
［2～18　略］

46　法別表第四の四の三十二の項の総務省令で定める事務は、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法第三条の特別弔慰金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
47　法別表第四の四の三十三の項の総務省令で定める事務は、戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法第三条第一項の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
48　法別表第四の四の三十四の項の総務省令で定める事務は、戦没者の父母等に対する特別給付金支給法第三条の特別給付金の支給の請求の受理、その請求に係る事実についての審査又はその請求に対する応答とする。
49　［同上］
50　［同上］
51　［同上］
52～55　［同上］
［新設］
56　［同上］
57　［同上］

（法別表第五の総務省令で定める事務）
第五条　［同上］
［2～18　同上］